

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する新富町の対応方針

令和2年5月15日（令和3年12月24日改訂）

宮崎県内において新型コロナウイルスの感染者が確認された時の新富町の対応方針について、次のとおりとします。

基本的な方針としては、県の対応方針や医療機関等の対応状況等を踏まえて総合的に検討することとします。

また、制限を解除する場合であっても収束するまでの間は、町民の皆さまにおかれましては、政府や専門家会議が示した「**多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例**」や「**新しい生活様式**」等の感染拡大防止対策を徹底してください。会食はみやざきモデル（裏面）を徹底し感染拡大防止に努めてください。

制限や規制の目安等については感染者の居住地等により下記のとおりとし、休業期間等は感染が確認された日を起算日とします。

施設等	対応方針等	県内での発生なし （警戒レベル0） 県（持続的な警戒） 相当	県内で発生 （当該圏域外） （警戒レベル1） 県（警戒）相当	西都市・児湯郡圏域 で発生 （警戒レベル2） 県（特別警戒）相当	町内で発生（市中感染の恐れなし） （警戒レベル3） 県（感染拡大緊急警戒）相当	町内（役場、学校、保育園等）で集団感染又は 県内全域に「緊急事態宣言」が発令された場合 （警戒レベル4） 県（緊急事態宣言）相当
公共施設・公共交通機関						
役場本庁舎 新田支所 上新田地区町民サービスコーナー	通常どおり 来庁者に名簿の記入をお願いする			町内発生初期 ①通常どおり ②来庁者に名簿の記入 ③営業等での来庁控えを依頼	町内拡大期 出入口の制限をかける	役場内での感染については次のとおりとする ①感染者の所属する部署を3日間閉鎖する（この間、消毒作業を実施） ②住民票発行等の窓口業務については、支所、上新田地区町民サービスコーナーでの対応を実施 ③4日目以降は、役場内経験者等の配置により対応する ④庁内全課（局・室）において2班体制による在宅勤務を実施する 来庁者に名簿の記入をお願いする 役場本庁舎の入口を制限する
ユニリーバスタジアム新富					収容人数50％以内	アウェイ観戦エリアを設けない
総合交流センター「きらり」 新田公民館・上新田公民館					収容人数の50％（4㎡/人） 各施設ごと（各部屋）の収容人数は各施設に問い合わせ。 ※各施設の感染防止対策ガイドラインにより利用条件や制限がありますので、関係部署にお問い合わせください。	閉鎖（きらり内プリントラボについては印刷利用のみ使用可） ただし、町内団体の利用又は、九州・全国レベルの団体が主催・共催する大会・イベント等に限定し、抗原検査キット等を用いて関係者全員の陰性の確認をしたうえで利用可。 ※きらり内Caféキーツについては、電話予約によるテイクアウトのみ実施していますが、利用条件や制限等がありますので、不明な点がございましたら、関係部署にお問い合わせください。
図書館	通常どおり				感染防止対策を行いながら、通常どおり ※各施設の感染防止対策ガイドラインにより、利用条件や制限等がありますので、関係部署にお問い合わせください。	感染防止対策を行いながら、図書カードによる貸し借りのみ可。 ※各施設の感染防止対策ガイドラインにより、利用条件や制限等がありますので、不明な点がございましたら関係部署にお問い合わせください。
文化会館	※各施設ごとの感染防止ガイドラインの順守により利用可とする。 主な感染対策防止の取組として ①利用者名簿の作成管理（体調や体温チェックも含む） ②2週間以内に感染拡大地域へ行った方は利用自粛 ③屋内施設については、定期的な換気（1時間に2回以上） ④利用者同士の距離の確保できるだけ2m（最低1m）など ⑤その他、必要に応じて感染防止対策や利用制限等を行う。				感染状況を見ながら、国や県のガイドラインを遵守の上、運用 ※各施設の感染防止ガイドラインにより利用条件や制限等がありますので、関係部署にお問い合わせください。	感染状況を見ながら、国や県のガイドラインを遵守の上、運用 町内団体の利用又は、九州・全国レベルの団体が主催・共催する大会・イベント等に限定し、抗原検査キット等を用いて関係者全員の陰性の確認をしたうえで利用可。 ※各施設の感染防止ガイドラインにより、利用条件や制限等がありますので、不明な点がございましたら、関係部署にお問い合わせください。
各体育館等の屋内施設					収容人数の50％（4㎡/人） 各施設ごと（各部屋）の収容人数は各施設に問い合わせ。 ※各施設の感染防止対策ガイドラインにより、利用条件や制限等がありますので、関係部署にお問い合わせください。	閉鎖 ただし、町内団体の利用又は、九州・全国レベルの団体が主催・共催する大会・イベント等に限定し、抗原検査キット等を用いて関係者全員の陰性の確認をしたうえで利用可。 ※各施設の感染防止ガイドラインにより、利用条件や制限等がありますので、不明な点がございましたら、関係部署にお問い合わせください。
各運動広場等屋外施設						
富田浜スポーツ交流センター					※富田浜スポーツ交流センターは、会食と宿泊は自粛。ただし、やむ得ない事情により利用をしなければならない事情が生じた場合は、利用の必要性も協議の上、可否の検討を行う。	
都市公園	通常どおり		個人利用は制限なし。 県内団体の利用又は、県外団体の利用は、大会・イベント等の開催が、九州・全国レベルの競技団体が主催・共催するものは可。		個人利用は制限なし。 レベル2に加え、大会等は収容人数50％以内。 直近2週間に緊急事態宣言の発令されている地域へ行った方、または滞在していた方は、抗原検査キット等で陰性の確認をしたうえで利用。	個人利用は制限なし。 町内団体の利用又は、九州・全国レベルの競技団体が主催・共催する大会・イベント等に限定し、無観客にて抗原検査キット等を用いて競技者（運営・関係者含む）全員の陰性の確認をしたうえで利用。
地区集会所					感染防止対策を徹底したうえで、少人数（10人程度）で利用する。	閉鎖
温泉「サン・ルピナス」	感染拡大防止対策を徹底したうえで通常どおり				設備利用制限 ※利用制限内容及び期間は、感染者の状況に応じて判断する	閉鎖
コミュニティバス・乗合タクシー	利用者には名簿の記入をお願いする				人数制限又は運行中止 ※運行中止の決定及び期間は、感染者の状況に応じて判断する	

（塗りつぶし部分は、制限や規制をかけるもの）

町立小中学校	臨時休業なし	感染者に児童生徒、教職員が含まれるが、市中感染の恐れが無い場合 ○状況に応じて、対象の学級、学年、または学校の臨時休業を判断する。 ※期間は、状況に応じて、0～3日間程度とする。	児童生徒、教職員が感染者と確認され、集団感染等の恐れがある場合 ○状況に応じて、対象の学級、学年、または学校の臨時休業を判断する。 ※期間は、感染状況、感染経路の確認、濃厚接触者の特定等に応じて決定する。		
	※不要不急の外出自粛、各学校において臨時休業への備え	情報管理の徹底、保健機関との連携強化 ※状況に応じて、校内消毒等を実施する。 ・当該児童生徒は出席停止 ・当該教職員は傷病休暇等	情報管理の徹底、保健機関との連携強化 ※状況に応じて、校内消毒等を実施する。 ・当該児童生徒は出席停止 ・当該教職員は傷病休暇等		
	部活動	町の施設の利用状況に準ずる。	中体連の指針を参考に制限等を設けるなどして実施する	①臨時休業期間中・・・中止 ②臨時休業後・・・感染状況等に応じて、実施時の有無や実施時の制限等を判断する	
スポーツ少年団	町施設の利用状況に準じる ※各スポーツ協会やスポーツ少年団及び、中体連等の運営指針により対応する。		活動自粛 ※各スポーツ協会やスポーツ少年団及び、中体連等の運営指針により対応する。		
保育園・幼稚園	通常どおり	感染者及び濃厚接触者に園児、施設職員が含まれず、市中感染の恐れがない場合 通常どおり開園	濃厚接触者に園児、施設職員が含まれる場合 通常どおり開園	園児、施設職員が感染者と確認された場合 当該施設の全部を休園	
			濃厚接触者は2週間の自宅待機	※当該施設の休園期間（概ね2週間程度）は、県と協議の上、判断を行う ※家庭で保育に当たる方がいない場合は、町職員の保育士が「老人福祉センター」で対応する	
児童の預かり	放課後児童クラブ	学校が通常登校の場合は、放課後児童クラブで児童を預かる	園児・児童生徒及び関係職員が濃厚接触者となった場合	園児・児童生徒及び関係職員が感染者と確認された場合	
通常通り開設 ※濃厚接触者は2週間自宅待機			対象となる学校及び保育園が臨時休業期間中は閉鎖		
児童の一時預かり			放課後児童クラブで対応	※対象となる学校の臨時休業中は感染拡大防止の観点から閉鎖。電話対応又は自宅訪問支援を行う。 ※対象となる保育園等での臨時休業中は、状況に応じて開設の検討を行う。	
福祉施設・福祉サービス	通常どおり	（県の要請により制限あり）			
外出の制限					
県外の往来	①感染注意地域 ②感染流行地域 への往来は慎重に行動する ③感染拡大地域 ④まん延防止等重点措置区域 ⑤緊急事態措置区域 への往来は、不要不急の往来自粛（ワクチン・検査パッケージ適用者は対象外）				
生活に必要な外出	クラスターが多発しているような場所や、「三つの密」のある場所へは慎重に行動する		不要不急の外出自粛を要請する （ワクチン・検査パッケージ適用者は対象外）		
町が主催するイベント・会議	感染拡大防止対策を徹底した上で開催する	イベント・・・感染状況を踏まえて開催の可否を判断する 会議・・・感染防止対策を徹底するとともにオンライン会議を積極的に取り入れて開催する	中止又は延期、若しくはオンライン会議によるものとする		
町民への活動自粛要請					
地区集会の開催	感染拡大防止対策を徹底した上で開催する （基準は、公共施設のとおりとする）	活動の規模縮小又は自粛を要請する （集会所を使用する場合は利用制限に準じる）	活動の自粛を要請する ※要請する期間は、感染者の状況に応じて判断する		
町民グループの活動					
事業活動	県が示す対処方針に準ずる （原則として時短要請なし・酒提供可・人数制限なし） ※感染拡大の傾向が見られる場合には、時短要請の可能性あり。		県が示す対処方針に準ずる ①ひなた認証店と非認証店とで区別 ②ワクチン・検査パッケージ制度の適用により区別		
町内の飲食店 （スナック、カラオケボックス等）					
町内の飲食店（居酒屋等）					
ごみ収集	通常どおり				